

「雇用調整助成金」 電話相談・社労士紹介サービス

－ 2020年4月23日提供開始 －

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響が高まる中、雇用安定は企業にとって喫緊の課題となっています。このような状況の中、国では雇用安定に向けた企業支援策として、「雇用調整助成金」の特例措置を拡大しています。

雇用調整助成金とは？ 休業手当等の一部を助成する制度です

経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた企業（事業主）が、一時的に休業・教育訓練または出向を行って雇用維持を図る場合、休業手当・賃金の一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

国が特例措置を実施 受給要件や支給率が緩和・拡大されています

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全国・全業種の事業主が対象です

例「取引先が事業活動を縮小した結果、受注量減少により事業活動が縮小」「行政の営業自粛要請により、自主的に休業を行った結果、事業活動が縮小」「市民活動が自粛されたことによる客数の減少」「労働者が感染症を発症し、事業所を閉鎖したことによる事業活動の縮小」等

	特例措置 [休業等の期間2020.4.1~6.30]	通常の場合
売上高等の 生産指標要件	最近 <u>1カ月</u> が、 対前年 <u>5%</u> 以上低下	最近3カ月が、 対前年 <u>10%</u> 以上低下
対象の労働者	雇用保険被保険者 <u>以外も含む</u> (被保険者期間 <u>6カ月未満の新規採用等も対象</u>)	雇用保険被保険者 <u>のみ</u> (被保険者期間が <u>6カ月以上必要</u>)
助成率※1,2	<u>4 / 5</u> (解雇を行わない場合は <u>9 / 10</u>)	<u>2 / 3</u>
計画届	<u>事後</u> 提出も可	事前提出
過去の受給者	クーリング期間を <u>撤廃</u>	<u>1年間</u> のクーリング期間が必要
支給限度日数	<u>右記 + 緊急対応期間中の日数</u>	<u>1年100日、3年150日</u>
短時間休業要件	<u>部門、施設毎等の休業も対象</u>	労働者の <u>一斉休業のみ</u>
休業規模(延日数)※1	所定労働日数の <u>1/40</u> 以上	所定労働日数の <u>1/20</u> 以上
教育訓練に係る 助成率・加算額※1	助成率 <u>4/5</u> 加算額 <u>2,400円</u>	助成率 <u>2/3</u> 加算額 <u>1,200円</u>

※1 中小企業向けの支援策を記載しています。雇用調整助成金は大企業も支援の対象です

※2 休業等を実施した場合の休業手当または賃金負担額に対する率。労働者1人あたり1日上限8,330円

※3 表の内容は2020年4月10日現在の厚生労働省の発表資料をもとに大同生命が作成しています

「雇用調整助成金」電話相談・社労士紹介サービス

- ✓ 制度についてもっと詳しく知りたい
- ✓ 自社が受給可能か知りたい、すぐに相談したい

というお客さまは、以下の番号までお電話ください

03-6231-6711

平日9:30~17:30

(12:00~13:00を除く)

※通話料はお客さま負担となりますが、受電後、窓口からお返しお電話いたします

- ✓ 社労士による助成金のお手続きをご希望のお客さまには、お近くの社労士を紹介するサービスもございます。

社労士紹介をご希望のお客さまは、別添の「雇用調整助成金」受給相談申込書を、次の宛先まで送付ください。

uketsuke@daido-life.co.jp

<必ず事前にご確認ください>

- ・お客さま・大同生命担当者、どちらからでもお申込みいただけます。
- ・通常2~3営業日でご連絡しますが、雇用調整助成金のニーズ拡大に伴い、全国的に社労士の業務が逼迫しています。回答にお時間を要する場合や、ご紹介できかねる場合があります。
- ・社労士の紹介および初回の相談は無料です。2回目以降の相談、助成金の手続き代行は有料です（お客さまと社労士の直接契約）。
- ・社労士の守秘義務の関係から、電話相談で伺った内容をご紹介する社労士に引き継ぐことはできません。

利用対象	法人および個人事業主様 ※大同生命の代理店・営業担当者からのご紹介であれば大同生命の保険契約がなくても利用可能です
サービス提供期間	2020年4月23日（木）～6月30日（火）

※ 本サービスは、大同生命との提携により中小企業福祉事業団が提供するサービスです。

※ 本サービスは、大同生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。